



山形豊烈打毬保存会入会のしおり

〈会員募集!〉

豊烈神社に伝わる古式打毬は、宮内庁・青森県八戸市の打毬と共に、わが国に残る三つの打毬の一つです。

豊烈神社の打毬は、文政四年（一八二二年）十一代藩主水野忠邦公が、藩祖水野忠元公（豊烈霊神）を祀る神社を浜松城内に創建された際、忠元公の亡くなった十月六日を例祭日として定め、神事として打毬を奉納されて以来、山形豊烈打毬会により継承されてきたものですが、平成二十年五月に山形豊烈打毬保存会に引継がれております。

これまで第十二回山形市民文化賞を受賞（平成三年十一月八日）、山形市無形民俗文化財の指定（平成四年九月二十五日）、山形県無形民俗文化財の指定（平成十八年四月二十八日）を受けることができました。その後、第九回「地域づくりのやまがた景観賞・奨励賞」（平成二十八年十月二十七日）を受賞しております。また、山形県から「未来に伝える山形の宝」の登録（令和七年二月二十日）を受けております。

これら経過の中で「山形豊烈打毬保存会」（平成十八年九月十四日）を設立し、古式打毬の更なる充実と後継者の育成（徒打毬の実施）及び後世までの伝承・発展を図ることを目的として、多くの市民・県民の皆様からご支援を頂きたく、山形市内・外に住所または事業所がある個人及び諸団体様に、保存会会員としてご入会いただきたくお願いをしているところです。

貴台におかれましては、趣旨をご理解頂き、是非保存会会員としてご入会いただきます。山形豊烈打毬保存会活動にご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



山形豊烈打毬保存会

会長 赤星 拓

豊烈神社の打毬

(山形県指定無形民俗文化財)

【歴史】

豊烈神社に伝わる古式打毬は、宮内庁・青森県八戸市の打毬と共に、わが国に残る三つの打毬の一つです。打毬の起源は非常に古く、紀元前六世紀古代オリエントのペルシャ(現イラン)までさかのぼり、西欧に伝わるものは「ポロ」となり、シルクロードを東進し、唐(現中国)を経て奈良・平安時代に伝えられたのがわが国の打毬の始まりと言われております。

現在行われている打毬は、八代将軍徳川吉宗公によって復興され、馬術と武術を兼ねた勇壮なものでした。文政四年(一八二二年)十一代藩主水野忠邦公が、藩祖水野忠元公(豊烈霊神)を祀る神社を浜松城内に創建された際、忠元公の亡くなった十月六日を例祭日として定め、神事として打毬を奉納されて以来、山形豊烈打毬会により継承されてきましたが、平成二十年五月に山形豊烈打毬保存会に引継がれ現在に至っております。その形式・方法とも現在宮内庁に伝わるものとはほぼ同形である、昭和二十五年五月二十七日に三笠宮崇仁殿下をお迎えし宮内庁と交流試合を開催しました。

また、平成四年から小学生児童による「徒打毬」も行われており、後継者育成の一環として期待されています。



【競技】

紅白それぞれ四騎合計八騎で(現在三騎つづ六騎)、「水に沢潟」の紋服・陣笠・袴・こてを着けた騎士によって競われます。毬奉行(表審判)と毬目付(裏審判)の日の丸軍扇の合図により太鼓・鐘が打ち鳴らされ試合が開始されます。騎士は、馬上より毬杖(さで)にて紅・白の毬を地上よりすくい上げ、紅(白)騎士は紅(白)毬を、毬門へ投げ合います。紅毬が入れば鐘、白毬が入れば太鼓を打ち鳴らし、入った毬数の勝振摩(はた)が紅・白に分けて振られ、毬門の前にそれぞれ掲げられます。

紅・白それぞれ毬五個を入れた後、あげ毬一個(十文字の印付き、最後の決め毬となる)の合計六個を早く入れた方が勝ちとなります。

競技終了後、毬門前に向い合つて整列し双方一礼の後、負けた方は陣笠をとり下馬し、勝った方は勝どきを上げ、馬上のまま悠々と引き揚げます。

会費

個人会員 年会費(一口) 三、〇〇〇円以上

法人(団体)会員 年会費(一口)一〇、〇〇〇円以上

入会申し込み方法

添付の振替用紙に必要な事項をご記入の上、郵便局にてお払い込み下さい。
事務局にてご入金を確認した後、受納証をお送りいたします。
次年度の会費につきましては、総会開催ご案内と一緒に、会費継続のご案内(振替用紙)を事務局からお送りいたします。

※直接神社に御持参いただいても結構です。その際は、社務所・参集殿にてお申し込み下さい。

02		払込取扱票										通常払込料金 加入者負担			
口座記号番号												金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
0 2 2 6 0 - 9 - 8 3 9 3 3															
加入者名 山形豊烈打毬保存会												金額		特殊 取扱	
通信欄 ご依頼人 〒 おところ おなまえ (電話番号)												受付局日附印		様	

裏面の注意事項をお読みください。
これより下部には何も記入しないでください。

郵便振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		0 2 2 6 0 - 9 - 8 3 9 3 3										通常払込 料金加入 者負担	
加入者名		山形豊烈打毬保存会											
金額		千 百 十 万 千 百 十 円											
おなまえ		様											
ご依頼人		受付局日附印											
料金		受付局日附印											
特殊取扱		受付局日附印											

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないで郵便局にお出しください。

【沿革】

文政 四年一〇月 旧水野藩主水野忠邦が浜松城内に祀る豊烈神社の祭礼に神事

として奉納

明治一六年一〇月 山形市の豊烈神社の祭礼で開催

一時、途絶えたが終戦後からは毎年実施

昭和二年 四月 豊烈神社の打毬会発足

昭和二年 五月 宮内庁打毬と交流試合（三笠宮様来県する）

山形市霞城公園内で開催（五月二七日）

昭和五七年 四月 すごうスポーツランド馬術大会で披露（宮城県 四月一日）

昭和六〇年 九月 山形市霞城フェスティバルに参加（九月八日）

〔山形青年会議所主催〕

平成 元年 八月 南部古式馬術大会へ参加（八月二日）（青森県八戸市の打毬と交流）

平成 四年 九月 山形市指定無形民俗文化財に認定（九月二五日）

平成 四年一〇月 後継者育成の為、山形市内の小学校児童による「徒打毬」

を実施、以後毎年継続

平成 八年 九月 最上義光公生誕四五〇年祭に参加（九月二九日）

平成一五年 七月 宮内庁へ打毬訪問視察（七月二三日）二名

平成一六年 五月 横浜市根岸競馬記念公苑で「馬と親しもう子供の日」のイベ

ントに宮内庁から招かれて打毬を視察。（五月五日）一〇名参加

平成一六年 九月 JRA「愛馬の日」イベントに宮内庁打毬を見学する。

（九月二三日）七名参加 東京 JRA馬事公苑

平成一八年 四月 山形県指定無形民俗文化財に認定（四月二八日）

平成一八年 九月 山形豊烈打毬保存会発足式（九月一四日）

平成二〇年 五月 山形豊烈打毬会と山形豊烈打毬保存会を統合

平成二九年 五月 山形豊烈打毬保存会設立十周年記念式典

令和 七年 二月 山形県「未来に伝える山形の宝」に登録

◎毎年、一〇月六日の豊烈神社の祭礼に騎馬打毬と徒打毬を披露する。

（ご注意）

・この用紙は、機械で処理しますので、口座番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。

また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この払込請求書を郵便局の派遣員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・この受領証は、郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。